平成２１年（フ）第８６７号
奈良市登美ヶ丘５丁目９番４号
債務者　畑　　佑三
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
奈良県生駒郡三郷町三室２丁目10番６号
債務者　山﨑　和代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地７　県営天下田アパート３号棟313号
債務者　小松智恵美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２７２号
青森県東津軽郡今別町大字大泊字鋳釜19番地２
債務者　米谷　　司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
新潟県燕市桜町473番地
債務者　井伊　昭巳
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２１２号
青森市大字浜田字玉川153番地12
債務者　今村　真也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
青森市大字浦町字奥野331番地23　第２泰平荘５号
債務者　田口眞理子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目23番地44
債務者　大場　勝光
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３３号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目23番地44
債務者　大場　とし
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字神田５丁目５番地７
債務者　工藤かおり
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５３号
岐阜県美濃加茂市太田町4227番地
債務者　佐々木　仁
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３８１号
愛知県豊田市深田町２丁目61番地２　ハイツ一番館106号
債務者　朝倉　鈴子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
佐賀県神埼市神埼町竹336―１、住民票上の住所佐賀市久保泉町大字川久保4162番地
債務者　山口　哲功
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
佐賀県佐賀市材木１丁目２番29号
債務者　無津呂道子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地51
債務者　百武　純子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
佐賀県鳥栖市本通町２丁目1033番地15
債務者　松尾　正章
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
佐賀県鳥栖市本通町２丁目1033番地15
債務者　松尾　信子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
佐賀県三養基郡基山町園部2462―13　井上真吾方、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦329番地２　源302号
債務者　吉岡　章一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係